



平成26年2月18日

各位

会社名 日産化学工業株式会社
代表者名 取締役社長 木下小次郎
(コード番号 4021 東証第1部)
問合せ先 経営企画部 主席 松岡健
(TEL 03-3296-8320)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年2月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を本年6月26日開催予定の第144回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成26年2月18日開催の取締役会において決議いたしました執行役員制度の導入に伴い、以下のとおり現行定款を一部変更するものであります。

2. 変更の概要

- (1) 取締役会の活性化と経営判断の迅速化を図るため、現行定款第22条(員数)に定める取締役の上限員数を20名から12名に変更するものであります。
- (2) 専務及び常務を執行役員の役位とするため、現行定款第25条(役付取締役・相談役)に定める役付取締役を変更するものであります。
- (3) 事業年度における取締役の経営責任をより明確化するため、現行定款第26条(任期)に定める取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。また、平成25年6月26日開催の当社定時株主総会において選任された取締役の任期につきまして、附則を新設するものであります。

3. 変更の内容

別紙のとおりであります。

以上

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第22条 当社の取締役は、<u>20</u>名以内とし、株主総会において選任するものとする。</p> <p>(役付取締役・相談役) 第25条 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各1名並びに取締役副社長、<u>専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>2 取締役社長は、代表取締役社長とし、必要に応じ他の取締役を代表取締役とすることができる。</p> <p>3 必要の場合は、取締役会は、その決議により相談役を置くことができる。</p> <p>(任期) 第26条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数) 第22条 当社の取締役は、<u>12</u>名以内とし、株主総会において選任するものとする。</p> <p>(役付取締役・相談役) 第25条 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各1名並びに取締役副社長若干名を置くことができる。</p> <p>2 現行どおり</p> <p>3 現行どおり</p> <p>(任期) 第26条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 現行どおり</p> <p><u>附則</u> <u>第26条の規定にかかわらず、平成25年6月26日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成27年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は期間経過後これを削除する。</u></p>